

## 里山整備利用地域における「開かれた里山」に関する事務処理要領

令和5年4月28日付け5信木第70号林務部長通知

### (目的)

第1 この要領は、長野県ふるさとの森林づくり条例第26条の規定による里山整備利用地域において、里山整備利用推進協議会（以下「協議会」という。）が「開かれた里山」としての整備・利用を進めるために必要な事務処理を定めるものである。

### (定義)

第2 「開かれた里山」とは、協議会が地域の特長を活かした自立的な活動を行い、より多くの県民等が広く親しめる、レクリエーションや健康づくり、観光拠点などにも活用される身近な里山づくりに取り組む里山整備利用地域のことをいう。

2 「開かれた里山」において協議会が行う地域の特長を活かした自立的な活動とは、以下に例示するとおり、地域の里山の特長を活かした整備・利用を進めるとともに、その里山の魅力を広く発信する活動とする。

地域の特長を活かした自立的な活動の例示

- ・レクリエーションや健康づくりの拠点としての里山の整備・利用
- ・山菜やキノコ等森の恵みを楽しむ拠点としての里山の整備・利用
- ・景観等を活かした観光の拠点としての里山の整備・利用
- ・地域の歴史や文化を学ぶ拠点としての里山の整備・利用
- ・森林の生態や働きを学ぶ拠点としての里山の整備・利用
- ・その他、県民等が広く親しめる拠点としての里山の整備・利用

### (「開かれた里山」の承認)

第3 協議会が里山整備利用地域を「開かれた里山」として整備・利用する場合、開かれた里山の整備・利用計画書（以下「開かれた里山計画書」という。）（様式1）を作成し、所在市町村を經由して、地域振興局長（以下「局長」という。）に提出する。

2 局長は、開かれた里山計画書の内容を確認するとともに、みんなで支える森林づくり地域会議（以下「地域会議」という。）の構成員に、承認の可否について意見を聞くものとする。

3 局長は、地域会議の構成員の意見を参考に、開かれた里山の整備・利用計画書チェックシート（様式2）を作成し、承認の可否を決定する。

4 局長は、開かれた里山計画書の承認の可否について、開かれた里山整備・利用計画承認通知書（様式3）を協議会あてに通知するとともに、その写し

を林務部長及び協議会の所在する市町村長に送付する。

(「開かれた里山」の整備・利用に関する支援)

第4 開かれた里山計画書の承認を受けた協議会は、開かれた里山計画書に記載された事業を実施する場合、以下の補助金交付の申請をすることができる。

- (1) 信州の森林づくり補助金交付要綱第2別表に規定する「みんなで支える里山整備事業（開かれた里山の整備）」
- (2) 県民協働による里山の整備・利用事業補助金交付要綱第3の次の表に規定する「②里山整備利用地域活動推進事業（開かれた里山）」及び「④里山資源利活用推進事業（開かれた里山）」

(開かれた里山計画書の変更)

第5 協議会が開かれた里山計画書を変更する場合、第3の規定に準じて変更手続きを行い、変更の承認の可否を決定することとする。

(「開かれた里山」における活動の情報発信等)

第6 協議会は、「開かれた里山」において行う地域の特長を活かした自立的な活動について、各種媒体を活用して情報発信に努めなければならない。

- 2 局長は、「開かれた里山」において行う地域の特長を活かした自立的な活動について、各協議会の活動状況を取りまとめ、地域会議に報告することとする。